

**所在 地** 宮城県加美郡加美町鳥嶋、鳥屋ヶ崎、谷地森地内

**立地環境** 大崎平野西端、田川左岸の標高 49 ~ 58 m の河岸段丘（壇の越）と標高 65 ~ 107 m の丘陵（早風）

**発見遺構** 掘立柱建物、竪穴建物、掘立柱塀、材木塀、築地塀、大溝、道路、区画溝、溝、土坑、土器埋設遺構など

**年 代** 8世紀前葉～10世紀前半

#### 遺跡の概要

壇の越遺跡は大崎平野の西端、東流する田川左岸の標高 49 ~ 58 m の河岸段丘上にあり、遺跡内には比高 2 m ほどの上位段丘（東側）と下位段丘（西側）に分かれる。上位段丘の北、比高 20 m の台地には東山官衙遺跡（以下、東山遺跡）があり、早風遺跡はその背後から東側の丘陵に立地する（第 1 図）。

東山遺跡は政庁規模が東西 57 m、南北 52 m で、倉庫院や館院のほか、厨家院・工房域などの曹司で構成された陸奥国賀美郡家であり、全体が築地塀で囲まれることから、辺郡特有の一郡を管轄した城柵型郡家（村田 2010a）と考えられる。壇の越遺跡は、国府より下位の官衙で他に例をみない方格街区が形成されたことで知られる。また、早風遺跡で発見された大規模な土壘・空堀は、壇の越の築地塀や材木塀と一連の施設として全体を囲むため、奈良・平安時代の 3 遺跡は密接に関わり、ある時期は一体となって機能したと考えられ、東山官衙遺跡群（以下、東山遺跡群）と総称することができる（第 2 図）。

#### 1. 東山官衙遺跡群の変遷

東山遺跡群は、遺跡の内容がある程度明らかとなった東山遺跡と壇の越遺跡の調査成果から、第 I 期～第 IV 期の変遷を考えられている（加美町 2010、第 3 図）。方格街区は第 II 期に完成し、利用街区の縮小や減少を経ながら第 IV 期まで継続しており、その間、館や居宅をはじめ様々な施設が置かれた（註 1）。また、早風遺跡は土壘・空堀内側の丘陵平坦面で 8 世紀中葉～9 世紀後半の竪穴建物や 3 間以下の掘立柱建物が確認されており、丘陵部も方格街区と同時期に居住域として利用されたことがわかっている。

#### 第 I 期—城柵型郡家、方格街区施工前～造営段階

東山遺跡に城柵型郡家、壇の越遺跡に方格街区が施工される前の段階で、年代は 8 世紀前葉である。東山が立地する台地には、方向を揃えた中・小型の竪穴建物 79 棟以上と 2 間以下の小型建物 3 棟以上で構成される施設群が突如出現した。これらの方向は郡家期のものと明確に異なり、正倉院の倉庫域である南西部を除いて台地全体に分布することから、郡家・城柵造営を目的とした計画集落と考えられる。また、東山遺跡から南西に 1.1 km 離れた地点（14 区）で竪穴建物 17 棟、2 間以下の掘立柱建物 4 棟などで構成された在地集落が確認された。建物の方向や構成は東山の計画集落と共通する（第 6 図、東山第 3 図）。



第 1 図 東山官衙遺跡、壇の越遺跡、早風遺跡の位置

## 第Ⅱ期—城柵型郡家創建、方格街区完成期

東山遺跡への城柵型郡家創建と壇の越遺跡の方格街区完成から、新たな外郭区画施設の構築による壇の越・早風遺跡との一体化までの時期で、年代は8世紀中葉である。この地が選ばれたのは、北に軍事機能を併せ持つ郡家が設置可能な高台、前面に方格街区が施工できる平坦面が広がるという地形条件と、陸路と水路が利用可能という交通条件を兼ね備えた地であったためである（村田 2010a）。街区施工にあたり、東山の正面には大溝で囲まれた南郭が設けられた（第2図）。方格街区は、上位段丘面から西側の下位段丘面にかけての南北約640m、東西980mと南郭西側の西2～4道路で囲まれた部分で認められる。道路は東西大路とそれに直交して東山の外郭南門にいたる南北大路を基準とし、交差点中心間を1町とする計画線から幅を割り振って全面的に施工され、両側には側溝が伴う。道路や建物の方向は真北を指向する。

居住施設は方格街区全体に認められるが、第Ⅲ期に較べて建物密度は低い。その中で下位段丘面の東西大路を挟んだ西5南5・6区は、桁行5間の主屋のほか副屋・竈屋・小型倉庫群などが一辺60mほどの材木塀で方形に囲まれた。また、南北大路沿いの南端にあり、南は東流する河川に面した東1南8区では、周囲を塀で囲まれた桁行5間の建物や小型倉庫などがコ字型もしくはロ字型に配置されており、第Ⅳ期まで存続する（第5図）。こうした大路沿いで街区末端に位置する格式の高い建物群は、交通に関わる館と考えられる（村田 2017）。街区外でも真北を向く建物群が認められる。西隣接地の3区SI1280竈屋の外周溝から多量の土器とともに円面硯が2点出土しており、居宅における文書事務の一端を示している（第8図）。また、14区は前段階の施設を壊して竪穴建物8棟、4間以下の掘立柱建物5棟などがつくられた（第6図）。第Ⅰ期と較べて建物の方向が斜方位から正方位となり、掘立柱建物は2間から3～4間と大型化する。

壇の越遺跡の方格街区は地方官衙の中で最も早く施工され、しかも郡家に伴うものとしては他に例がない。当時の律令国家の東端にあたり、北や西は蝦夷の居住地と接していた。東山遺跡の造営は城生柵跡と同時期で、両者の主要建物の屋根には、奥羽連絡路建設にあたり持節大使として多賀城に赴任した藤原麻呂の都での私邸にも葺かれた平城宮式軒瓦をモデルとした細弁蓮花文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦が葺かれた（佐川 2000、城生・羽場第8図）。こうしたことから、東山と城生と壇の越への方格街区は、天平9年（737）の多賀城と秋田城を結ぶ直路建設という国家的重要事業に伴い、陸奥側の起点として一体的に造営・施工されたものであり、東西大路は奥羽連絡路と考えられる（759年以降は駅路。村田 2007、第2図、城生・羽場第9図）。

## 第Ⅲ期—三重構造化、方格街区縮小期

壇の越遺跡の上位段丘端部に築地塀や材木塀、早風遺跡に土壘・空堀がつくられて、東山遺跡を中心とした広大な範囲が区画施設で囲繞された時期で、年代は8世紀後葉～9世紀前半である。これにより東山は政庁—内郭（第Ⅱ期外郭）—外郭それが区画施設で囲まれた三重構造城柵となる（村田 2004）。それに連動して、内郭はふもとの南郭を取り込み、材木塀で囲んで南北大路との交点に南門（八脚門）を設けた。その結果、方格街区の範囲は上位段丘面のみとなり、東2区以東も使われなくなつて範囲が縮小したが、人口密度は高まり4間以下の建物や外周溝を伴う建物の数が増加する。下位段丘では、東西大路のみが築地塀に外郭西門（四脚門→八脚門）を設けて存続した（第7図）。外郭区画施設で囲まれた範囲は東西1.2km、南北1.4km以上になる。官衙や方格街区を中心とした広い範囲が巨大な塀で囲繞された東辺版の羅城の誕生である。また、外郭の塀は南辺が築地塀、西辺が材木塀、北辺と東辺は土壘と場所によって構造が異なり、南辺には櫓が設けられた（第7図）。こうした塀構造の違いは、南辺が駅路や河川といった交通路からの眺め＝正面観を、他辺は構築と補修の容易さを重視したためと考えられる。

8世紀後葉は、宝亀5年（774）の桃生城侵略から始まった38年戦争と呼ばれる動乱の時代である。

とくに、宝亀 11 年 (780) 3 月に勃発した伊治公皆麻呂の乱は、陸奥・出羽両国を大混乱に陥れた (鈴木 2008)。双方を結ぶ駅路沿いにあり、陸奥側の最前線に位置する東山遺跡は、蝦夷に備える必要性から新たな外郭区画施設を構築して、正面の街区や背面の居住域を城柵内に取り込んだのである (第 3 図)。

#### 第Ⅳ期—外郭施設廃絶、街区減少—郡家・方格街区廃絶期

外郭区画施設が廃絶し、利用街区の減少が顕著となった時期から遺跡群全体の廃絶まで、年代は 9 世紀中頃～10 世紀前半である。特に 10 世紀に入ると建物の新設例が急減し、道路も維持されなくなった。衰退の原因は、延長 5 年 (927) 成立の『延喜式』に嶺基・玉野 2 駅が見えないことから、陸奥・出羽を結ぶ駅路が廃絶したためと考えられる (村田 2010a、城生・羽場第 9 図)。時期は外郭西門が 2 時期であること、本期より街区の様相が大きく変わることから 9 世紀前半代とみられ、その理由は征夷中止と胆沢城から払田柵を経由して秋田城に至る新道設置によるためと考えられる。

利用街区は前代からの減少傾向がさらに進み、東西・南北両大路交差点周辺から上位段丘の縁辺部のみとなった。その西端、上位段丘が西に半島状に張り出した場所には、東西 5 間の双堂を含む大型建物群で構成された寺院が建立された。これに伴い背後の築地塀は撤去されたと考えられる。また、廃棄土坑からは多量の灯明皿や瓦塔などが出土した。この時期、下位段丘は水田となっており、耕作地のどの場所からでも寺院を眺めることができた。こうした街区と寺院、郡家を結ぶ道として南北大路、東西大路、東西大路から南の西 1 道路、南北大路から西の南 6 道路などが維持された。交差点には土器埋設遺構が設けられており、人・モノ・情報などが行き交う衢では都市の清浄を保つ祭祀が執り行われたと考えられる (第 4 図)。

#### 2. 壇の越遺跡の都市計画

壇の越遺跡の方格地割は、秋田城へと向かう奥羽連絡路 (東西大路) とそれに直交して東山遺跡の外郭南門にいたる南北大路を基準とし、交差点中心間を 1 町とする計画線から道路幅を割り振って全面的に施工され、両側には側溝が設けられた。その方向は正方位を基本とするが、東山内部の南北道路は地形の制約から東に 20° 度前後傾くため、両者は接続部 (第Ⅱ期南門) で「く」字状に屈折する (第 4 図)。方格街区の南北道路は大路の東に 3 条、西に 6 条設けられた。東西道路は南 2 以南に 7 条あり、南 5 が東西大路である。南 2 道路の北は、東山正面に南郭が置かれたため南 1 道路はその西側に部分的に施工された。南郭は第Ⅱ期から第Ⅳ期まで存続し、第Ⅲ期には拡大した東山の内郭の一部となり、南北大路との交点には南門が設けられた。内部は、各期を通して塀沿いに建物が疎らにあるのみで、中央部分は広い空閑地となっている。こうした南北大路の北端が広場となるのは平城京と共に (館野 2001)、街区との境に異なる空間を置くことで、城柵の正面観を高めたと考えられる (村田 2017)。

道路は幅が 6 m 前後の大路と 3 m 前後的小路がある。前者は東西・南北大路と南 2 道路の 3 本で、南 2 道路は平城京の二条大路が宮城前面を横断したように、南郭と街区を隔てる基幹道路として重要であった。また、道路際に設けられた掘立柱塀は大路に面した 10 街区で認められた。特に、東西・南北大路の交差点から西と南に多く、そこでは道路や側溝とともに道沿いの塀が直線的な景観を構成した。一方、南 4 道路以北では、南郭と一部の小路沿いを除いて塀が認められない。道路沿いに空閑地があることから、垣などの遺構として識別しにくい区画施設が設けられた可能性はあるが、大路沿いの塀で囲まれた街区と較べると開放的な景観を呈したと考えられる (第 4 図)。なお、街路樹の痕跡は確認されていない。東 2・3 区と方格街区の西外は小河川が南へ流れ、南外を東流する本流 (旧田川) に注いだ。これらは、資材の運搬等の水路として利用されたと考えられる。また、西の支流に面する第Ⅲ期の SB1432 檻は、他と構造が異なるため樓門とみられ、そこから街区や東山へ資材の搬入や人の出入りが行なわれた可能性がある (第 7 図)。交差点は 20 地点で確認できたが、道路側溝の形状と傾斜から一部で南の河川本流や東の支流に向けて水が流れるようにした地点があるものの、街区全体を通した排水の計画性は認められない。

前述したように、第Ⅱ期の街区西端は東西大路を挟んで主屋5間で施設構成が共通する館が並び建つた（西5南5・6区）。方格街区末端で交通路を挟んで類似した大型建物群が設けられる例として陸奥国府域南2東1・西1区があげられる。10世紀前半に街区を道路や溝で南1：北2に分割し、後者の南は三面廂や四面廂の南北棟を中心とする主屋域、その北が広い雜舍域になっている。主要交通路として重要性が高まった運河の街区入口両側に大型建物群を置くことで、国府の莊厳性を高めたと考えられる（村田2023）。両例を参考にすると、東1南8区の館もまた街区末端の南北大路東側に位置する。大型建物群は方半町が塀で囲まれており、第Ⅱ期～第Ⅳ期まで長期間存続した。このため、大路を挟んだ向かい側にも同様の建物群が置かれ、壇の越の方格街区の南入口の正面観を高めたとみられる（註2、第5図）。

### 3.まとめ

壇の越遺跡の方格街区は、8世紀中葉に全面的に施工された。当時の律令国家の東端に位置し、地方官衙の例としては最も早く郡家クラスでは他に例がない。施工の理由としては、天平9年（737）の多賀城と秋田城を結ぶ奥羽連絡路建設があげられ、国家的重要事業に伴う陸奥国側の起点として東山・城生柵造営と一体的に行われた。また、街区の南外を東流する河川とこれに接続する東2・3区および方街区西外を南流する支流は、水路として利用しており、こうした交通路に關わる館が、陸路は東西大路沿いの地割西端、水路は南北大路南端の街区に大路を挟んで置かれた。

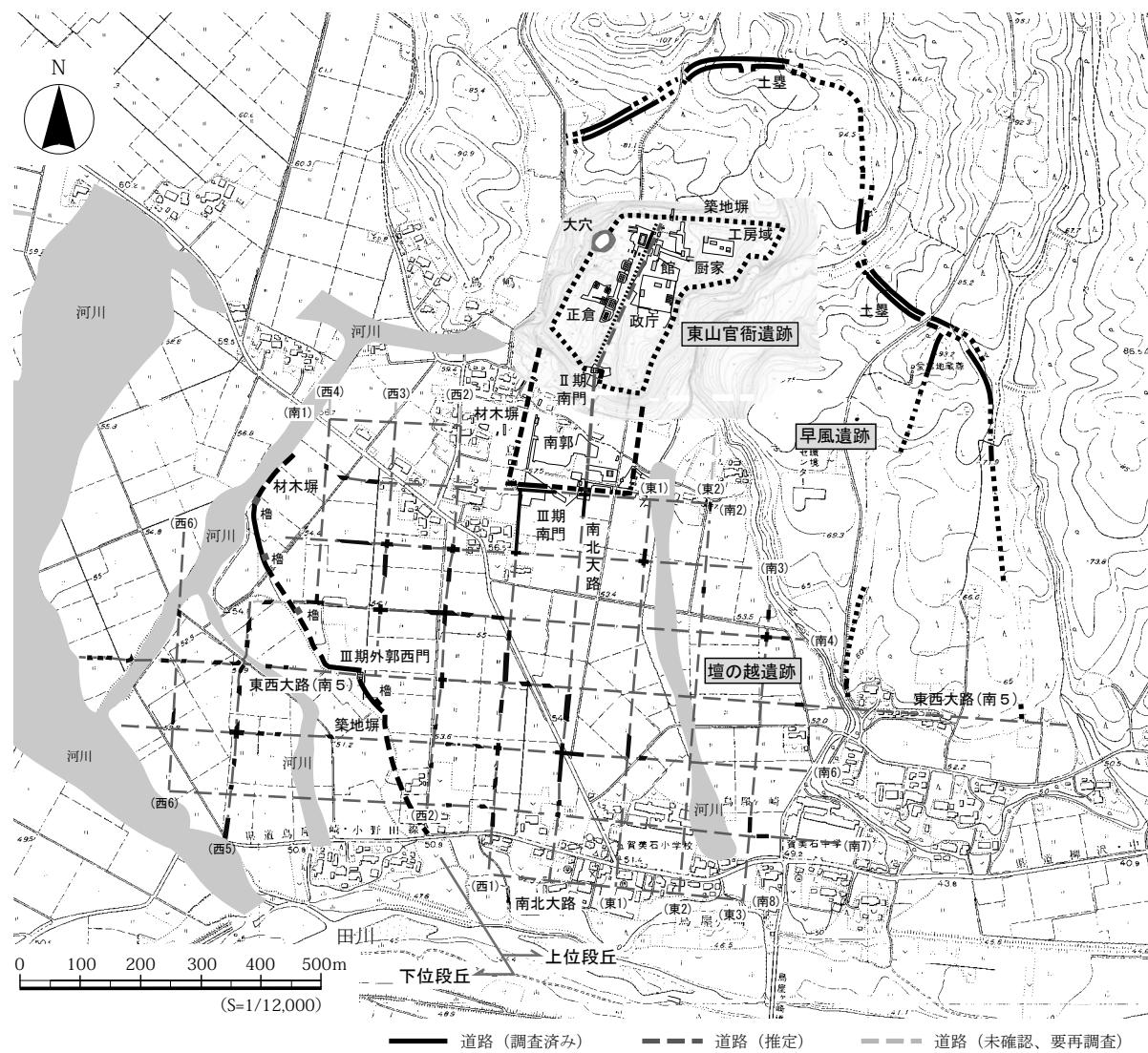
東西と南北の大路に面した10街区では道路際に掘立柱塀が認められ、大路沿いは塀を巡らせて道路や側溝とともに直線的な景観を形成したが、南4道路以北では一部の街区にとどまった。街区の囲繞施設は平城京が築地塀であるが、陸奥国府（山王・市川橋遺跡）では認められない。したがって、壇の越が部分的かつ構造的に簡易な掘立柱塀ではあるものの、大路交差点を中心に都に倣って道路と街区を明確に分けたエリア（家原2016）が存在した点は重要である。一方、南北大路は基本的に正方位を指向するが、東山は地形の制約を受けて内部の通路が東に20°前後傾くため、両者は「く」字状に接続しており、直線的な平城京・多賀城・大宰府などと大きく異なる。また、道路交差点の側溝形状からみた排水の計画性は一部で認められたにとどまり、同一街区で居住域と耕作域が併存する例が多く認められ、その中には水田もあった。

東山遺跡群は、蝦夷支配装置の一つとして城柵正面に中央の条坊を指向した方格街区を実現し、多くの人々を集住させ大路沿いには塀を設けた。その一方で、中心となる東山遺跡寄りや大路沿いに広い敷地を確保し、格式の高い建物群が配置されるという計画性は認められない。また、居住域と耕作域が併存する街区も多く存在したことから、都に較べて都市全体の莊厳度は低かった。とはいえ、直線道路が東西南北に走って多くの衢を形成し、道路と方向を揃えた建物群が立ち並び、多数の人々が集住した姿は、堅穴建物を中心とした在地集落からみて隔絶した空間であったことは間違いない、蝦夷や坂東からの移民、陸奥南部や坂東からの兵士など交通路を行き交った人々に対して律令国家の威信を示した（村田2017）。城柵は、蝦夷の居住地につくられた蝦夷支配のための施設である。陸奥国賀美郡は城柵型郡家の創建に伴い、建物の方向が斜方位から正方位に、堅穴建物の平面形が隅丸方形から方形に、掘立柱建物は急増し、桁行3間以上の建物が主体となった。土器もまた、土師器は器種構成自体単純化へと向かうが、新たに官衙的器種が加わるとともに須恵器の割合が増え、城柵の創建は地域社会に大きな変化をもたらした（村田2016）。

註1 紙数の関係でここでは触れないが、館や居宅は村田2022・2023で本遺跡を含む俯瞰的な分析を行っている。

註2 こうしたことから、城柵・官衙に隣接して方格街区や交通路を基準とした施設群が認められた場合、主要交通路沿いの入口にはそれを挟んで左右対称を意識した大型建物群が配置された可能性が高く、今後はこうした例を念頭に置いて発掘調査を実施するとともに成果の分析を行う必要がある。

※関連文献は「城生柵跡、羽場遺跡」を参照



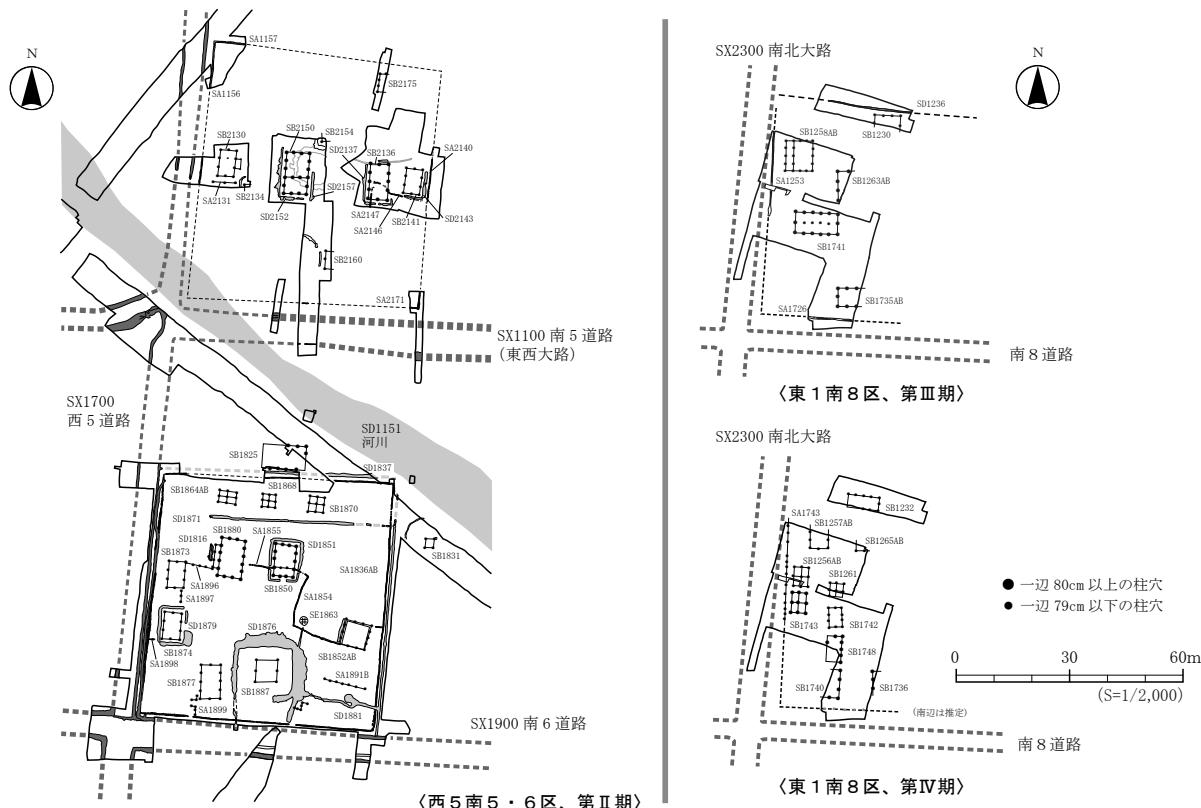
第2図 東山官衙遺跡群 (村田 2019、第2図に加筆)



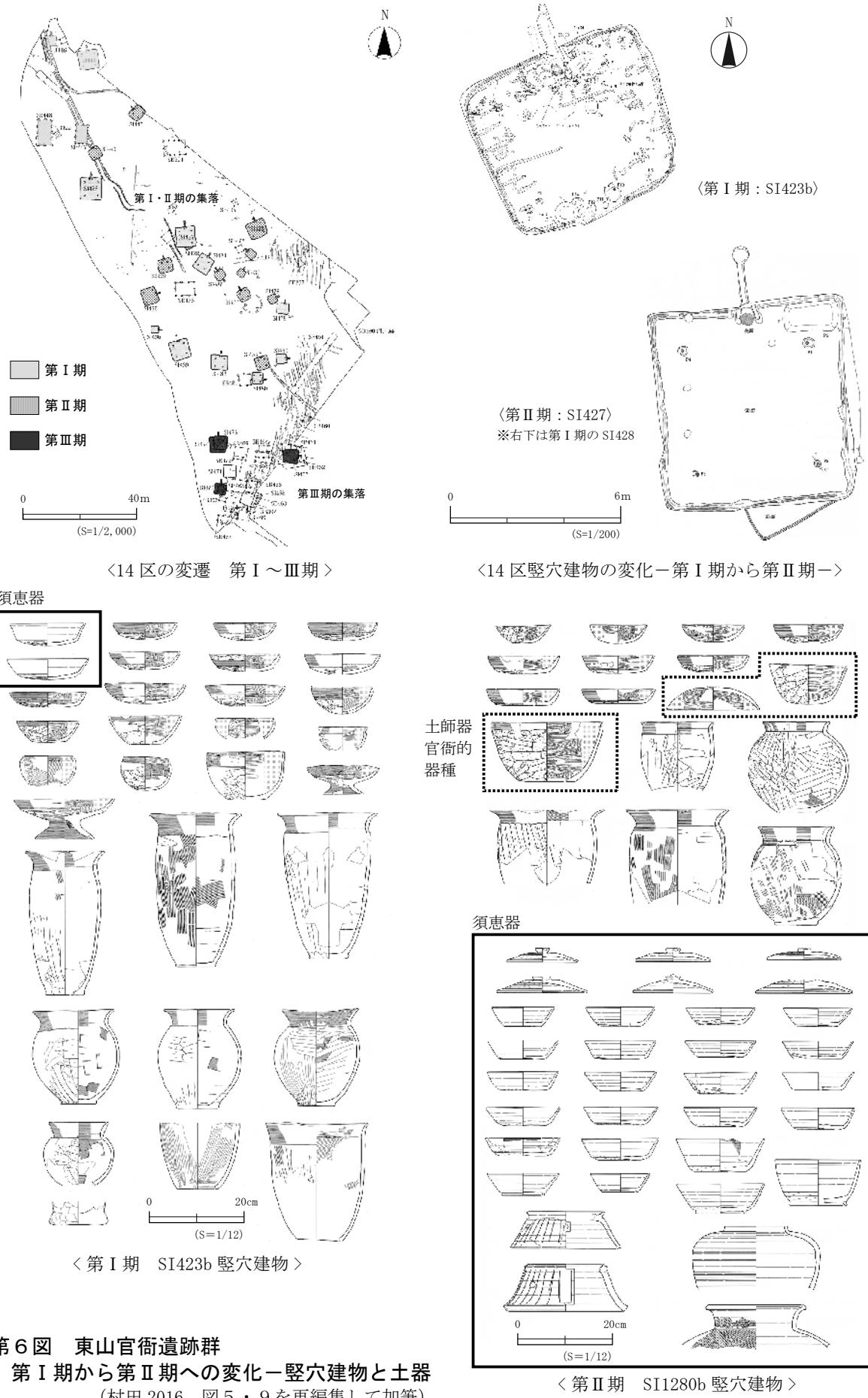
第3図 東山官衙遺跡群の変遷模式図 (村田 2019、第3図を転載)



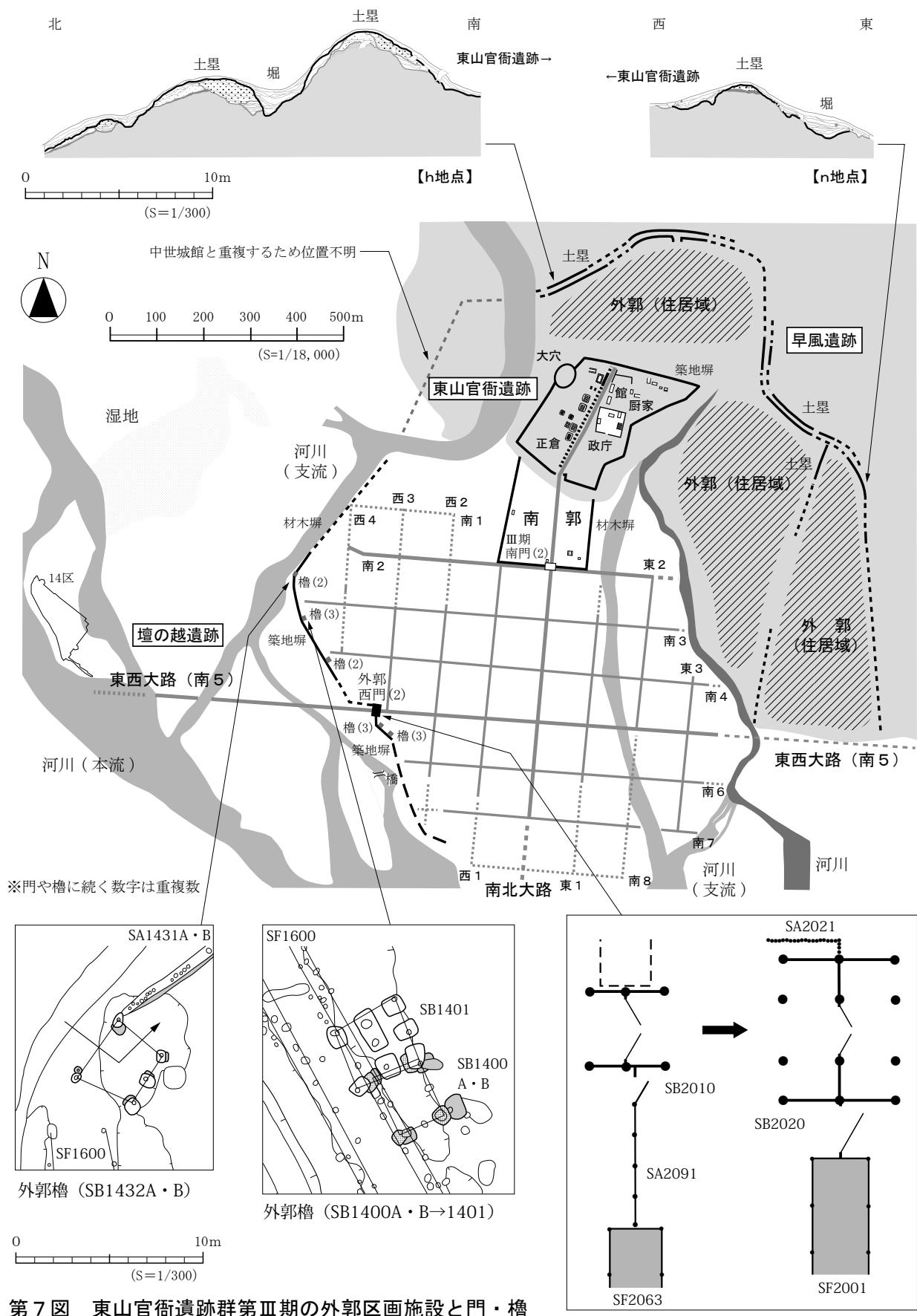
第4図 東山官衙遺跡群と街区の年代、囲繞施設 (村田 2019、第2・5図を合体して加筆)

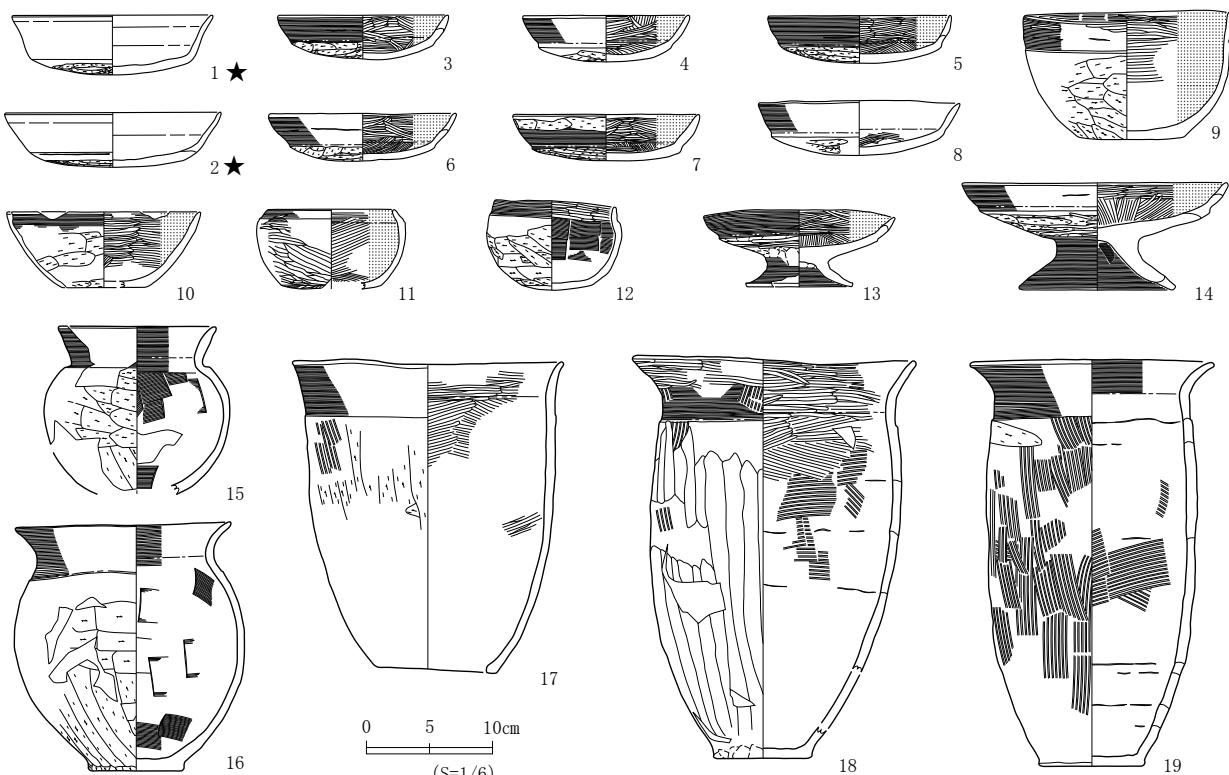


第5図 街区末端で大路に面する館 (加美町18集を再トレースして加筆)

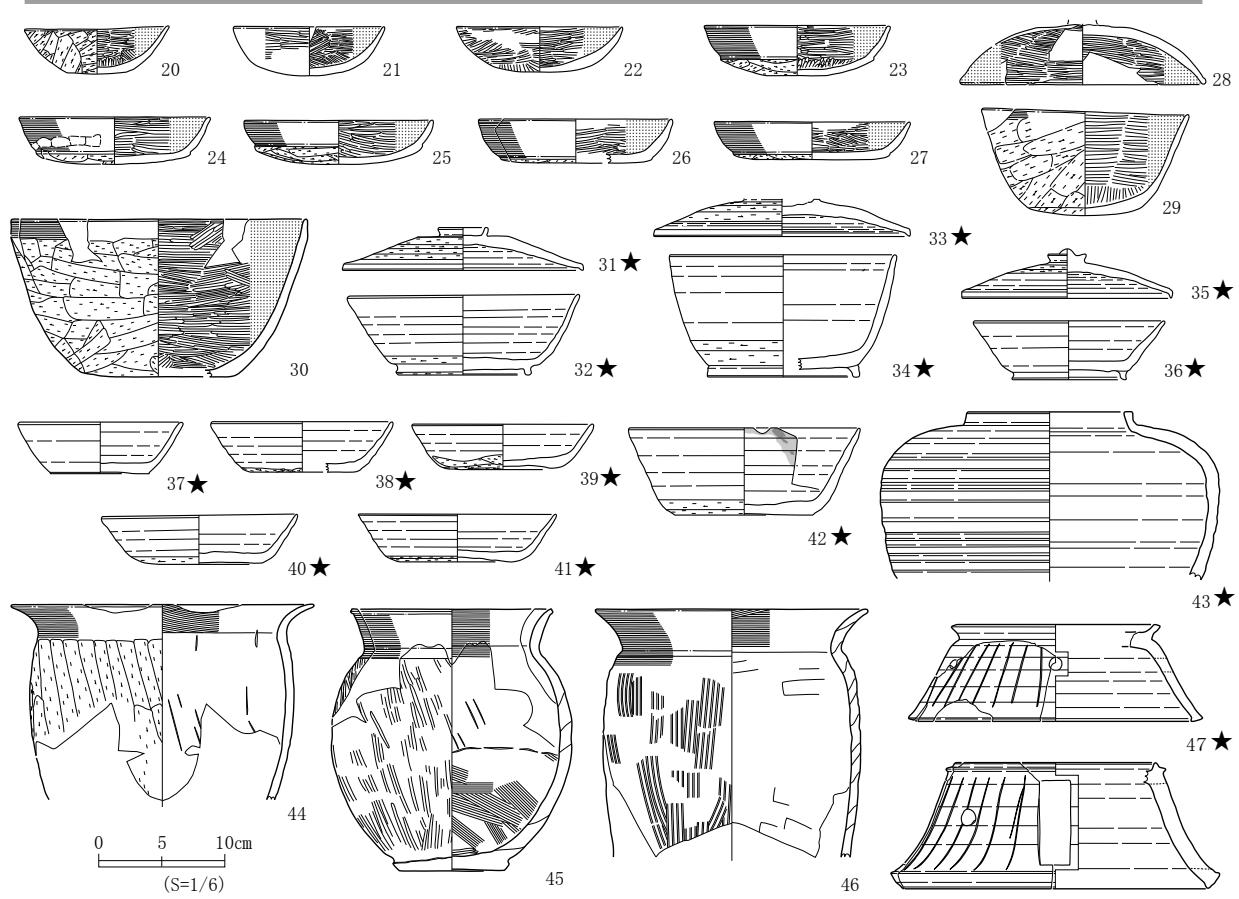


第6図 東山官衙遺跡群  
第I期から第II期への変化—壺穴建物と土器  
(村田 2016、図5・9を再編集して加筆)





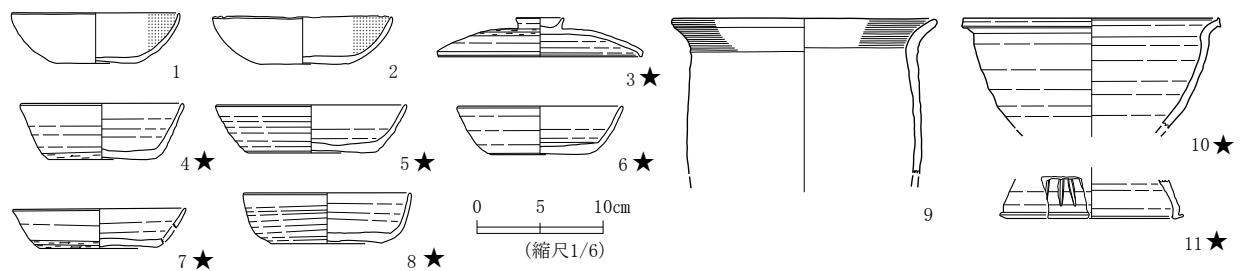
〈第Ⅰ期：SI423B 墓穴建物〉



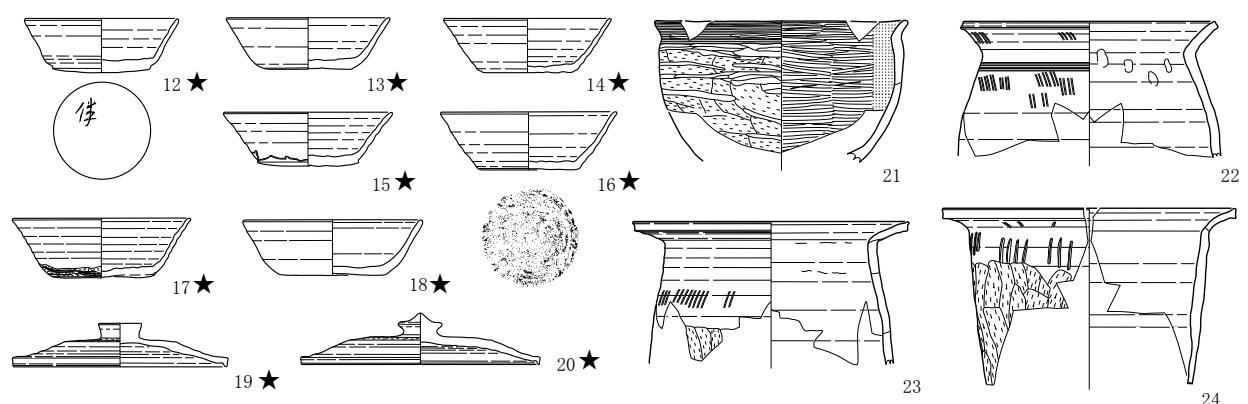
〈第Ⅱ期：SI1280B 墓穴建物〉

★：須恵器

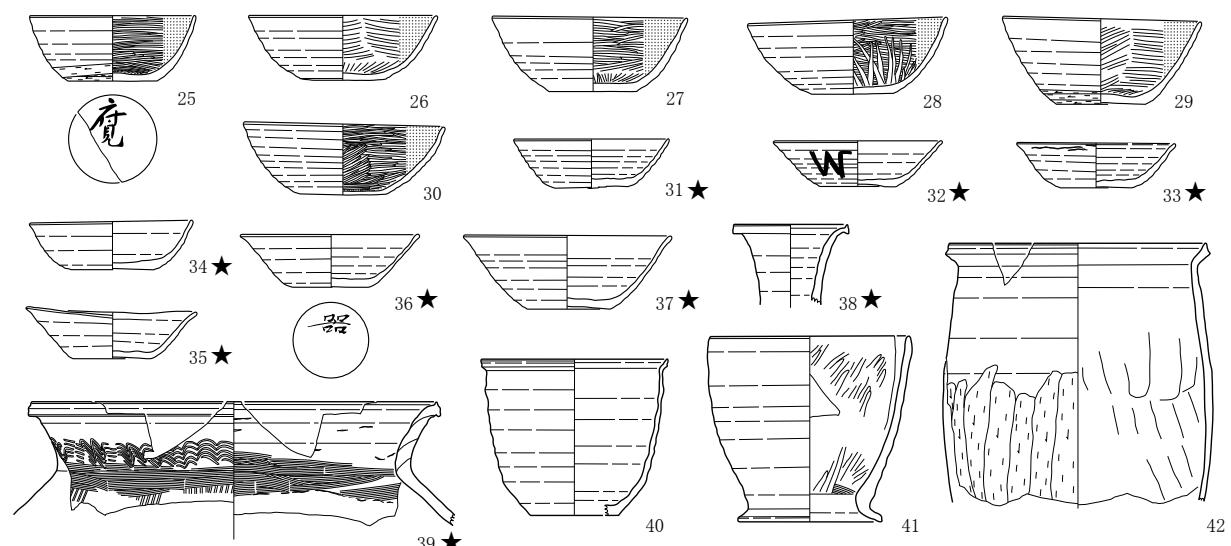
第8図 塙の越遺跡出土遺物1 (村田 2019、第8図に加筆)



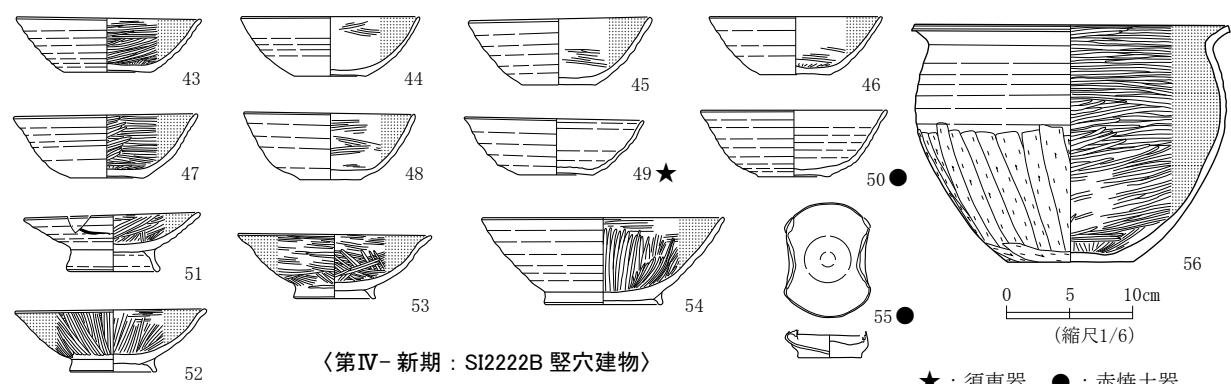
〈第III- 古期 : SK1757 土坑〉



〈第III- 新期 : SK4806 土坑〉



〈第IV- 古期 : SK895 土坑〉



★ : 須恵器 ● : 赤焼土器

第9図 塙の越遺跡出土遺物2 (村田 2019、第9図に加筆)